

# 令和5年度 可燃ごみおよび資源物排出状況調査を実施しました

令和5年6月および10月に可燃ごみと資源物の排出状況について、町環境委員に調査を依頼しました。その調査結果をまとめたところ、下記のような結果となりました。

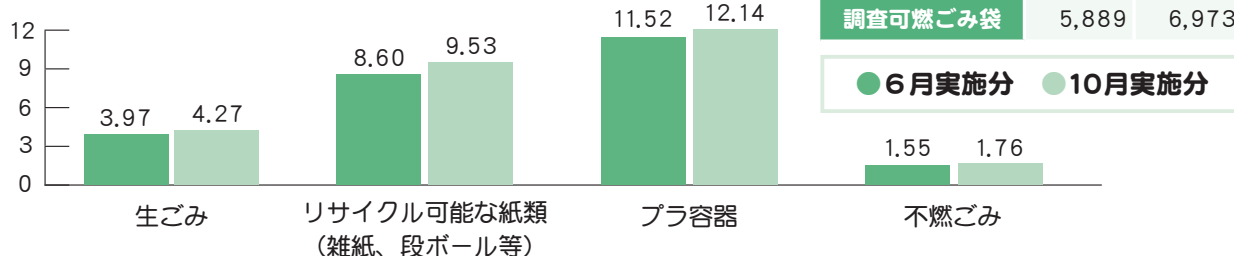
6月、10月共にほぼ同様の傾向を示しております。可燃ごみはプラ容器と雑紙の混入が多く見られ、資源物はペットボトルのキャップ・ラベルとびんの蓋がついたまま排出されているものが多いとの結果になりました。

ごみは分別して出せば資源になります。限りある資源を有効活用できるように、町民の皆様におかれましても、ごみの減量・再利用促進のためにも分別にご協力くださいますようお願いいたします。

また、広報の配布に合わせてごみの分別について回覧をさせていただいておりますので、そちらもご覧ください。

## 可燃ごみ

### ●可燃ごみに混入した他の分別区分の割合(%)

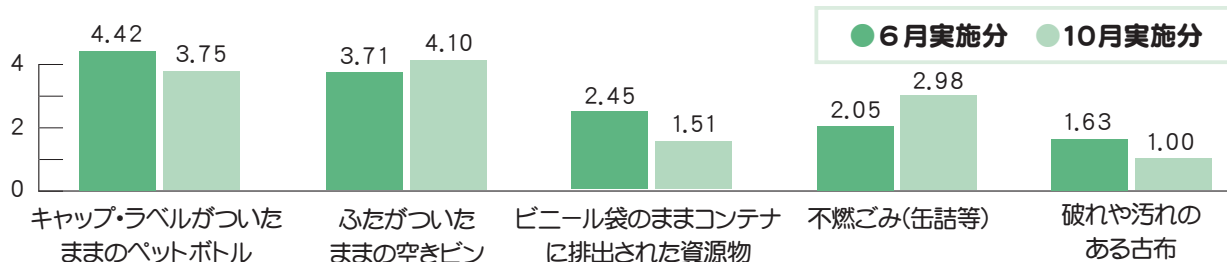


### ●グラフ以外の主な状況および意見

- ・生ごみの混入。
- ・不燃ごみが排出されている。
- ・可燃ごみの収集日以外のものが排出されている。

## 資源物

### ●資源物におけるルール違反の割合(%)



### ●グラフ以外の主な状況および意見

- ・中身をすすいでいないびん・缶・ペットボトルが排出されている。
- ・段ボールが縛られずに排出されている。
- ・飲料用以外のびん・缶(猫缶、調味料用びん等)が排出されている。

資源物のうちキャップやラベルのついたままのペットボトルは、キャップやラベルを取り外してプラ容器で排出し、取り外したペットボトルは青色のコンテナへ入れてください。

ふたがついたままの飲料用空きびんは、ふたを外してオレンジ色のコンテナへ入れてください。飲料用びん・飲料用缶、飲料用または調味料ペットボトルをコンテナに入れる場合は、袋から出して入れてください。コンテナに入らない場合は、袋に入れた状態で脇においてください。

スプレー缶(使い切ってから穴を開けてスプレー缶類を袋に入れる)や缶詰の缶は不燃ごみとして、再使用できないぐらい破れたり汚れのある古布は可燃ごみとして排出してください。